

## 第1 監査の請求

### 1 大阪府職員措置請求書の提出

平成30年5月1日

### 2 請求人

略

### 3 請求の要旨

本件の住民監査請求の要旨については、次のとおりである。

「

#### 第1 請求の内容

##### 1. 請求の要旨

大阪府議会の各会派又は議員に対して交付される政務活動費は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第232条の2に定める補助金であり、法第100条第14項乃至第16項、大阪府政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第61号。以下「政務活動費条例」という。）及び大阪府政務活動費の交付に関する規程（平成13年議会規程第1号。以下「政務活動費規程」という。）に基づき、大阪府議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として交付されている。

そして、政務活動費条例の第4条には「会派に対する政務活動費の月額は、59万円から当該会派が定めるその所属議員に対する政務活動費の月額を減じた額に当該所属議員の数を乗じて得た額」と記載されており、会派に所属する議員1人当たり年708万円の政務活動費が一律に支出される。ただし、交付を受けた政務活動費の総額から政務活動費に係る支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を返還しなければならないとされている。

しかし、請求人が大阪維新の会大阪府議会議員団の平成24年度から平成28年度における会計帳簿や領収書等を検討・精査したところ、違法不当な支出があることが判明したが、未だ返還義務が果たされていない。

また、大阪府知事は、これらの違法不当な支出について、大阪維新の会大阪府議会議員団に対し、政務活動費の返還を請求する権利を有しているが、かかる請求を怠っている。

よって、ここに厳正な監査を行い、違法不当な部分について、大阪維新の会大阪府議会議員団に対し、返還を求めるなど、大阪府の被った損害を補填するために必要な措置をとるよう勧告することを、法第242条1項の規定により、事実証明書を添えて請求するとともに、平成29年度以降の違法な政務活動費の支出に関する差止めを併

せて請求する。

## 2. 争点—違法不当な支出

### (1) 調査研究費（旅費）

大阪維新の会大阪府議会議員団は、『管外視察』と称して国内旅行や『行政調査』と称して海外旅行に参加している。

海外旅行に関しては、平成30年4月13日付の赤旗新聞に次のとおり報道された。

『『カジノ視察豪華旅行 6回 4575万円支出』』

維新の会大阪府議団が、政務活動費を使って2012年度以降7回の豪華海外旅行に出かけていることがわかりました。

16年度（17年3月）までの6回で支出された政務活動費は4575万円。すべての府民の税金です。航空機はビジネスクラスを利用、運賃だけで1人90万円近い場合も。1泊2万9千円のホテルにも宿泊しています。「海外行政視察」を名目にしているものの、行程にはカジノや美術館など、視察と呼ぶには疑問符が付く行き先も含まれています。

維新の会は、府議会としての海外視察予算削減案を今年の2月府議会に提案し、可決されました。ところがその議会が閉会した翌日には、早速オーストリアに出発しました。」

会派所属の多くの議員が参加していることを考えれば、行政調査の必要性というよりむしろ、観光旅行、さらには会派の親睦旅行の意味合いを併有していたとの疑いを否定できない。

そして、その費用をみても高額であり、各活動の必要性判断について会派の裁量を考慮するとしても、その経費の全額を政務活動費に充当して、これらの出張を実施する必要があったかは、甚だ疑問である。

ゆえに、一般的、外形的事実から政務活動に利用される割合を客観的資料に基づいた立証がされない場合には、当該経費の2分の1を超えて政務活動費から支出することは許されないというべきである（仙台地裁平成26年11月27日判決、他多数）。

### (2) 広報費

政務活動費で作成した維新タイムズというチラシを多くの府民が見ていないことから、実際には作成、配布されていないのではないかという問題がある。

そして、当然のことではあるが、実際にチラシを作成し、配布していないのであ

れば、その経費の全額が違法な支出となることは言うまでもない。

また、仮に、実際にチラシを作成し、配布していたとしても、議員の拡大写真や氏名、プロフィールが記されているのであれば、裁判所は、「会派に所属する議員個人の情報を会派広報に掲載することは、当該議員の存在を周知ないし宣伝してその知名度を上げ、次回の選挙で当該議員を当選させやすくするという選挙活動の側面を有するから、原則として当該会派が行う『調査研究その他の活動』に当たらないと言ふべきである。」とし、「会派活動報告等と、当該議員の存在の周知または宣伝を目的とする議員個人情報等とが混在していると評価されるときは、会派活動報告等に相当する部分については、当該会派が行う『調査研究その他の活動』に当たることができるが、議員個人情報等に相当する部分については、これに当たることと言ふことはできない（神戸地裁平成30年4月11日判決）」と判示したことからも、本件についても同様のことがいえる。

### 3. 争点—真正怠る事実

怠る事実を対象とした監査請求は、「監査委員が怠る事実の監査を遂げるために、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならぬ関係にない場合には、当該怠る事実を対象としてされた監査請求は、法第242条2項が適用されず、監査請求期間の制限を受けないと言ふべきである（最高裁平成14年7月2日第三小法廷判決・民集56巻6号1049頁参照）」。

これを本件についてみると、当然に、府に対し、「政務活動費等の交付を受けた議員は、当該政務活動費等を所定の使途基準に沿わない使途に充てた場合には、…（略）…、これに相当する額の損害賠償又は不当利得返還の義務を負うと解される（神戸地裁平成29年4月25日判決）」。

さて、平成25年4月末日、平成24年度分の政務活動費の収支報告書を提出し、その後、知事が納入通知書を発行してから20日以内に、政務活動費の残余を返還しなければならないと定められている（政務活動費条例第11条、政務活動費規程第9条）ことから、知事が不当利得返還請求権を行使できるのは、その納入期限の最終日の翌日からとなり、その日が時効の起算日である。

したがって、怠る事実を対象として本監査請求は、監査請求期間の制限を受けず、時効も成立してもいないことは言うまでもない。

#### 4. 損害額

違法支出額については、更に詳細な使用内容の公開がなされれば、そして、時間を掛けて調査を行えば問題になり得るものが存在するのは明らかであるが、とりあえず、本請求の調査研究費及び広聴広報費の違法支出額は次頁の表1のとおりである。

表1

	調査研究費	広聴広報費	備考
平成24年度	10,062,810	26,117,270	
平成25年度	5,321,780	34,583,090	
平成26年度	916,000	805,000	元会派
平成26年度	1,275,204	33,594,886	現会派
平成27年度4月		3,166,420	
平成27年度	4,027,230	24,270,150	
平成28年度	6,624,969	21,568,940	
	28,227,993	144,105,756	

以上より、損害額は、合計金1億7233万3749円である。

#### 5. 結論

よって、請求人は、大阪府知事に対し、損害賠償又は不当利得の返還として、大阪維新の会大阪府議団から大阪府に返還を求めるよう勧告することを、法第242条第1項の規定に基づき請求する。

以上

」

#### 別紙事実証明書（添付資料）

甲第1号証 平成30年4月13日付「しんぶん赤旗」を引用した日本共産党大阪府議団のホームページのプリントアウト 1通

甲第2号証 DVD-R 1枚  
保存ファイル名（PDF形式）  
・ H24 維新会計帳簿等（抄）

- ・ H25 維新会計帳簿等（抄）
- ・ H26 維新会計帳簿等
- ・ H26 維新領収書
- ・ H26 元維新会計帳簿等
- ・ H26 元維新領収書
- ・ H27. 4 維新会計帳簿等
- ・ H27. 4 維新領収書
- ・ H27 維新会計帳簿等
- ・ H27 維新領収書
- ・ H28 維新会計帳簿等
- ・ H28 維新領収書

その他、違法・不当とされる調査研究費、広聴広報費の抽出表（書面）の提出があった。

## 第2 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

大阪維新の会大阪府議会議員団の平成28年度分における政務活動費（調査研究費及び広聴広報費）に係る支出

### 2 監査の対象としなかった事項及びその理由

- (1) 平成24年度から平成27年度までの大阪維新の会大阪府議会議員団の政務活動費（調査研究費及び広聴広報費）に係る支出

大阪府における政務活動費については、大阪府財務規則第3条の規定により財務会計に関する知事の権限が委任された議会事務局長から、大阪府議会の会派及び議員に対し、政務活動費条例、政務活動費規程等の財務会計法規に基づき、毎月一定額が概算払により交付され、その年度において交付された額に残余がある場合には、返還することとされ、精算手続が行われていることが認められた。

また、概算払による公金の支出については、最高裁平成7年2月21日第三小法廷

判決において「概算払は、地方自治法が普通地方公共団体の支出の一方法として認めているものであるから（法第 232 条の 5 第 2 項）、支出金額を確定する精算手続の完了を待つまでもなく、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為としての公金の支出に当たるものというべきである。そして、概算払による公金の支出に違法又は不当の点がある場合は、債務が確定していないからといって、これについて監査請求をすることが妨げられる理由はない。債務が確定した段階で精算手続として行われる財務会計上の行為に違法又は不当の点があるならば、これについては、別途監査請求をすることができるものというべきである」旨、判示されている。

そして、法第 242 条第 2 項において、違法又は不当な公金の支出のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができないとされている。

これらを本件についてみると、請求人は政務活動費が違法又は不当に支出されたことを問題としていることからすると、概算払そのものの違法不当を主張するのではなく、精算手続として行われる財務会計上の行為に関する違法不当を主張するものと解されることから、本件における「違法又は不当な公金の支出のあった日又は終わった日」は概算払で交付された政務活動費に係る収支報告書が提出され、概算払の精算が行われた日となり、平成 24 年度は平成 25 年 6 月 25 日、平成 25 年度は平成 26 年 6 月 30 日、平成 26 年度は平成 27 年 7 月 2 日、平成 27 年度は平成 28 年 6 月 28 日にそれぞれ精算が行われている。

以上より、平成 24 年度及び平成 25 年度の政務調査費並びに平成 26 年度及び平成 27 年度の政務活動費の支出に対する本件請求は、当該行為のあった日から 1 年を経過して行われていること、また、1 年を経過することに正当な理由も存しないことから、監査の対象と認められない。

なお、請求人は、最高裁平成 14 年 7 月 2 日第三小法廷判決を引用した上で、本件は、監査請求期間の制限を受けない「真正怠る事実」に該当する旨主張する。

しかしながら、最高裁昭和 62 年 2 月 20 日第二小法廷判決において、「怠る事実を対象としてされた監査請求であっても、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものである場合には、当該行為が違法とされて初めて当該請求権が発生するのであるから、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあり、これを客観的、実質的にみれば、当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ず、当該行為のあった日又は終わった日を基準として本件規定を適用す

べきものである」旨、判示されているところである。

これを本件についてみると、請求人のように政務活動費の用途をもってその違法不当を主張するような場合にあっては、請求人の主張する損害賠償請求権や不当利得返還請求権は、政務活動費の精算払という特定の財務会計上の行為たる支出が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権に他ならないのであって、まさに「監査委員が怠る事実の監査を遂げるために、当該行為が財務会計法規に違法であるか否かの判断をしなければならない関係」に該当し、法第242条第2項に規定される監査請求期間の制限が適用されるものと認められる。

(2) 平成29年度以降の大阪維新の会大阪府議会議員団の政務活動費に係る支出

最高裁平成2年6月5日第三小法廷判決において「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、(中略)各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示すること要する」旨、判示されているところ、請求人は平成29年度以降の政務活動費の違法性について、何ら個別的、具体的に摘示していないことから、監査の対象とは認められない。

3 監査対象部局

大阪府議会事務局

4 請求人の陳述

(1) 法第242条第6項の規定により、平成30年6月6日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、法第242条第7項の規定により関係執行機関(議会事務局)の職員の立会いを求めたところ、関係執行機関の職員2名の立ち合いがあった。

(2) 請求人から新たな証拠の提出はなく、請求書記載事項に関し、以下の内容の陳述があった。

- ・ 共産党のしんぶん赤旗の記事により、大阪府の維新の会がカジノなど海外視察に6回も行ったという事実を知り、多いではないのかと感じたことが本請求へ向けての調査の端緒となった。
- ・ 維新の会は、海外視察に関する報告書を作成しているが、報告書を全員で書いている訳ではない。数名で分担して書かれていることが伺え、多額の経費を使ってい

るのに、報告書の中身が充実していないと感じた。視察へ行くのには参加人数が多いのではないか、経費が高いのではないか、といった疑問を感じさせない、納得した形での支出にしてもらいたいと考えている。

- ・ 堺市の元議員が政務活動費で印刷したチラシが未配布や未作成であった情報を受け、自身でポスティングされているかを確認したが、維新タイムズが入っていないことから、疑義が生じた。
- ・ 印刷していないこと、ポスティングしていないことが事実であれば間違いなく違法である。
- ・ ネットで広報している議員もいるが、なかなか普通の一般市民は見ない。政務活動費でチラシを印刷するなら、大阪府民に対し、しっかりとポスティングを行い知らしめて欲しい。

その他、本請求の内容の範囲を超えた陳述については省略する。

- (3) 請求人から、「大阪府職員措置請求（補正・追加）書」が提出されたが、会派分ではなく、議員個人の政務活動費に関する内容が主であったことから別途の住民監査請求として取り扱うこととした。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係及び関係法令

#### (1) 法及び関係条例の変遷

##### ア 法の改正について

- ・ 平成12年の法改正において、「調査研究に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」と定められた。
- ・ 平成24年の法改正において、名称が「政務活動費」とされたほか、対象となる経費に「その他の活動」が加えられ、条例で定めなければならないものとして「充てることができる経費の範囲」が加えられた。

##### イ 関係条例等の改正について

- ・ 平成12年の法改正を受けて、「大阪府政務調査費の交付に関する条例及び規程」が制定され、平成13年4月から施行された。
- ・ 大阪府議会において、政務調査費の透明性を向上させるとともに用途の具体化を図ることを目的に、「大阪府政務調査費あり方協議会」が設置され協議が行われた後、平成19年5月の条例改正において「収支報告書への会計帳簿、領収書の添付」、「議長の調査にあたって諮問機関の設置」等が盛り込まれた。



- ・ 平成 24 年の法改正を受けて大阪府政務調査費の交付に関する条例及び規程の改正が行われ、政務活動費条例及び政務活動費規程として平成 25 年 3 月より施行された。
- ・ 平成 27 年 3 月には、使途の透明性及び府民の信頼をさらに高めるため、収支報告書等について従来の閲覧方法に加えインターネットを利用して公表する等の政務活動費条例及び政務活動費規程の改正が行われた。

## (2) 政務活動費の概要

### ア 根拠法

法第 100 条第 14 項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費が交付できる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定されている。

### イ 大阪府における現行制度

政務活動費に関する主な内容については次のとおりである。

#### (ア) 交付対象

会派及び議員（政務活動費条例第 3 条）

#### (イ) 交付額（月額）

会派：59 万円から当該会派が定めるその所属議員に対する政務活動費の月額を減じた額に当該所属議員の数（月の初日における所属議員数）を乗じて得た額（政務活動費条例第 4 条）

議員：59 万円を限度として会派が一律に定める額（政務活動費条例第 5 条）

※会派に所属しない議員：49 万円

#### (ウ) 交付方法

毎月交付（政務活動費条例第 9 条）

#### (エ) 収支報告

支出項目別の金額及び主たる支出の内訳等を記載した収支報告書を会計帳簿等の写しとともに議長に提出しなければならない。（政務活動費条例第 10 条）

※会計帳簿等（政務活動費規程第 5 条）

- ・ 会計帳簿
- ・ 領収書（領収証が取得できない分は支払明細書の写し）

- ・ 活動記録簿
- ・ 事務所状況報告書
- ・ 職員雇用状況報告書（地方税法第 317 条の 6 の規定に基づき提出した給与支払報告書の写しを添付）

(オ) 残余额の返還（政務活動費条例第 11 条、政務活動費規程第 9 条）

会派・議員は、その年度において交付を受けた額に残余がある場合は、納入通知書の発行された日から 20 日以内に返還しなければならない。

(3) 政務活動費の使途

ア 政務活動費を充当することができる経費

会派に交付する政務活動に要する経費は以下のとおりとされている（政務活動費条例第 2 条、別表第 1 関係）。

別表第 1 会派に交付する政務活動費に要する経費（第 2 条関係）

経費	内容
調査研究費	会派が行う府の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

イ 使途基準について

府議会においては、会派に交付する政務活動に要する経費に関する使途基準について以下のとおり定めている（「政務活動費の手引（平成28年4月 大阪府議会）」（以下「手引」という。）（8～10頁））。

使途基準の考え方

会派に交付する政務活動に要する経費

項目	内容	主な例	考え方
調査研究費	会派が行う府の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費	資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属議員も含むこととし、議員が主体的に行う会派の活動に対する支援を行うことも可能とする（他の経費についても同じ）。</li> <li>・「地方行財政等」の「等」には国政に関する事項なども含む。</li> <li>・調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。</li> <li>・文書通信費には、電子メール等紙媒体以外の通信も含む（他の経費についても同じ）。</li> <li>・会派の雇用する職員は、会派（所属議員を含む。）が行う政務活動の補助者として経費の対象に含まれる（他の経費についても同じ）。</li> </ul>
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員	1 会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等 2 研修参加費、文書通信費、交通費、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「（共同開催を含む。）」とは、会派と会派、会派と団体（企業・学校）、会派と個人などが想定される。</li> <li>・会派が開催主体となる場合の会費には共催団体等への分担金、年会費等を含む。</li> <li>・「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含むものである。</li> </ul>

	の参加に要する経費	宿泊費等	
広聴広報費	会派が行う府政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費	広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広聴」は、幅広く府民、地域住民等から意見を聴取することをいう。</li> <li>・「府政に関する政策等」の「等」には、会派の政策、国政の課題なども含む。</li> <li>・広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。</li> <li>・会場を借りて府政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。</li> </ul>
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、府政の課題解決のための中央省庁、国会議員に対する要請陳情活動などがある。</li> <li>・「住民相談」は、会派の構成員として住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」（会議費）とは区別される。</li> <li>・「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。</li> </ul>
会議費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費</li> <li>2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等</li> <li>2 会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議も含まれる。</li> <li>・「住民相談会」は会議として開かれるものであり、個別の住民との「住民相談」（要請陳情等活動費）とは区別される。</li> <li>・「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含むものである。</li> <li>・「団体等」の「等」は、企業、学校、個人</li> </ul>

			などを含むものである。
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費	印刷・製本代、委託費、原稿料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料作成を外部に委託することも対象となる。</li> <li>資料は基本的には上記の調査研究活動等以外に必要な資料(事務的打合せのための資料等)が対象となる。</li> </ul>
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「図書、資料等」の「等」は、電子書籍や新聞の電子版など電子データも含むものである。</li> <li>「購入、利用等」の「等」は、会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費(年会費・月会費等)などを含むものである。</li> </ul>
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動に資する事務の遂行が対象となる。</li> </ul>
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、社会保険料、賃金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動に資するための人件費である。</li> </ul>

## 2 判断

### (1) 監査の視点・方針について

本件監査対象事項については、法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき平成29年6月21日から同月22日にかけて実施した監査委員事務局監査において確認済みであり、監査委員がその結果については妥当であると既に判断しているところである。

また、最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決においては、政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨について、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（以下、併せて「議員等」という。）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体

として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される」とされ、上記の趣旨に照らすと、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」旨、判示されている。

以上のことから、本件監査に当たっては、請求人が具体的な理由を挙げて違法・不当を主張する海外視察に係る調査研究費（旅費）及び維新タイムズに係る広聴広報費について、上記判示内容を踏まえ、政務活動費条例第10条の規定により大阪維新の会大阪府議会議員団から議長に提出された収支報告書及び会計帳簿等をもとに、手引の用途基準に合致しているかどうかという観点から、議会事務局に対し、再度監査を行うこととした。

(2) 海外視察に係る調査研究費（旅費）の支出に関する違法性・不当性について

請求人が違法・不当と主張する本件海外視察については、政務活動の透明性の向上を図ることを目的として作成された活動記録簿及びその添付資料として、「2017 米国調査報告書」が提出されており、その概要は別記のとおりであり、議会事務局に対して再度監査を行った結果は次のとおりである。

ア 所要経費の違法性・不当性について

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号。以下「府議会議員の費用弁償等に関する条例」という。）第5条第1項において、府議会議員が公務のために府の区域外の地域に旅行したときは費用弁償を支給することとされており、同条第2項において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和22年条例第8号。以下「知事等の旅費に関する条例」という。）第7条の旅費に関する規定に関し、当該費用弁償の額について準用する旨、定められている。

(ア) 航空運賃

今回の航空運賃について、府議会議員の費用弁償等に関する条例が準用する知事等の旅費に関する条例第7条3項に規定される外国旅行の場合の航空賃に準拠し、ビジネスクラスの運賃が支出されていることが認められた。

(イ) 宿泊料

知事等の旅費に関する条例第7条第2項において、職員の旅費に関する条例

(昭和40年大阪府条例第37号。以下「職員旅費条例」という。)の規程中、知事等の宿泊料について準用する旨定められているところ、職員旅費条例第31条において、宿泊料については、旅行先の区分に応じた額を支給する旨、定められており、また、その旅行先について、職員の旅費に関する規則(昭和41年人事委員会規則第14号)第11条乃至第13条において、指定都市、甲～丙地方と都市ごとの区分が定められている。そして、知事等の旅費に関する条例第7条第2項において、職員の旅費に関する条例の準用に当たっては、支給される額について読み替えるものとされており、知事等の宿泊料については、ニューヨークとサンフランシスコは指定都市に該当するため29,000円、ボストンは甲地方に該当するため24,200円の支給が認められるところ、本件宿泊料については、知事等の旅費に関する条例に準拠し、それぞれの都市において同額が支出されていることが認められた。

以上のとおり、請求人が違法不当と主張する所要経費については旅費に関する条例等(別記参照)に準拠して執行されており、違法性・不当性は見当たらなかった。

#### イ 海外視察そのものの違法性・不当性について

##### (ア) 訪問先、訪問目的

大阪府政の様々な課題に関連して行われた、調査研究、情報収集、先進事例の視察等であり、使途基準に合致していることが認められた。

##### (イ) 行程表

全日程において行政調査が行われており、行政調査目的以外の行程は認められなかった。

##### (ウ) 報告内容に関する作成担当者数

会派内で専門部会が設けられており、テーマごとの担当議員が当該報告書を作成していたことが認められた。

以上のとおり、会派所属の多くの議員が参加しているものの、請求人が主張するような観光旅行、親睦旅行の意味合いは見受けられず、違法性・不当性は見当たらなかった。

#### (3) 維新タイムズに係る広聴広報費の支出に関する違法性・不当性について

海外視察費と同様、大阪維新の会大阪府議会議員団から議長に提出された収支報告書及び会計帳簿等をもとに、政務活動費が手引の使途基準に合致するものかどうかという観点から、議会事務局に対して再度監査を行った結果は次のとおりである。

#### ア 維新タイムズの作成・配布について

維新タイムズの作成・配布に係る領収書等の収支報告書類が適切に提出されている中、請求人の主張する「請求人や友人、多くの府民が見ていない」という主張のみをもっては、領収書等から推認される維新タイムズの作成・配布という事実行為を覆すものとは認められない。

#### イ 議員の写真等の掲載について

請求人は他府県市町村に関する地方裁判所の判決をもって、「議員個人の情報を会派広報に掲載することは、会派が行う調査研究活動に当たらない」旨主張するが、本件監査対象となった37種類の維新タイムズについて、紙面の掲載内容を確認したところ、議員の写真、氏名が掲載されているものが37件、個人のプロフィールが掲載されているものが8件認められたが、手引の使途基準には、議員の写真やプロフィールの掲載自体に関する可否や紙面に占めるその割合等の規準については、特段の定めはない。

以上のとおり、議員個人の写真やプロフィール等が掲載されているとしても、手引の使途基準に特段の定めがないことに照らすと、本件維新タイムズに係る広聴広報費の支出そのものに使途制限違反があることが維新タイムズの掲載内容から明らかとは言い難く、違法・不当とは認めることはできない。

### 3 結論

以上のとおり、本件監査対象とした政務活動費の支出は違法又は不当なものであるという請求人の主張には理由がない。よって、請求人の請求を棄却する。



## 【アメリカ行政視察の概要】

## 1 目的

大阪維新の会大阪府議会議員団は、日本の成長をけん引する「豊かな大阪の実現」に向け、我が国東西二極の一極を担う“副首都・大阪”の確立を現在の具体的なミッションとして掲げ、都市格の向上と、とりわけ経済産業分野において、都市間競争に打ち勝つための大胆な改革を目指している。その土台構築と府政のさらなる諸改革に真正面から向き合うため、様々な課題に関しさらに高度な調査研究、情報の収集、先進事例の視察等を行う必要がある。

このため、今般、①グローバル化する社会における世界と大阪の課題、②あらゆる分野で進むAIの活用、③米国主要都市の都市格、をテーマとした行政調査団を編成し、世界の中心国たる米国のボストン、ニューヨーク、サンフランシスコ等における先進事例や斬新な政策、さらには最新の現地情勢等について、行政調査を実施することとした。

併せて、訪問都市において2025年国際博覧会の大阪誘致に向けてのPRを図るとともに、両国の今後一層の友好を促進する。

## 2 日程

平成29年3月26日（日）～4月2日（日）

## 3 視察先

アメリカ合衆国（ボストン市、ニューヨーク市、サンフランシスコ市）

## 4 調査のテーマ

「都市格の向上と経済産業分野における都市間競争に打ち勝つ大胆な改革」

## 5 所要経費

14,753,510円 うち会派支出分（9,593,510円）

（主な経費）

- |          |            |
|----------|------------|
| ・ 航空運賃合計 | 9,948,090円 |
| ・ 宿泊代合計  | 1,798,800円 |

□参考条例等（抜粋）

【大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号）】

（費用弁償）

第五条 府議会議員が公務のため府の区域外の地域（府に隣接する府県の区域内において規程で定める地域を除く。）に旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和22年大阪府条例第18号）第七条の規定は、前項の費用弁償の額について準用する。

【知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和22年条例第18号）】

（旅費）

第七条 知事等の旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）（宿泊料、着後手当、支度料及び日額旅費、内国旅行の場合の日当及び食卓料並びに外国旅行の場合の航空賃に関する規定を除く。）に定める内閣総理大臣等中のその他の者相当額とする。

2 職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）の規定中宿泊料並びに管内及び管内以外の同一地域における旅行の場合の旅費（宿泊料及び外国旅行（外国における旅行に限る。）の場合の航空賃を除く。）に関する規定は、知事等の旅費について準用する。この場合において、…（略）…同条例別表第二第一号の表中「

八、三〇〇円	七、〇〇〇円	五、六〇〇円	五、一〇〇円	二五、七〇〇円	二一、五〇〇円	一七、二〇〇円	一五、五〇〇円	一七、四〇〇円	一四、五〇〇円	一一、六〇〇円	一〇、四〇〇円	七、七〇〇円
六、二〇〇円	五、二〇〇円	四、二〇〇円	三、八〇〇円	一九、三〇〇円	一六、一〇〇円	一二、九〇〇円	一一、六〇〇円	一三、一〇〇円	一〇、九〇〇円	八、七〇〇円	七、八〇〇円	五、八〇〇円

」とあるのは「

九、 四〇〇円	七、 九〇〇円	六、 三〇〇円	五、 七〇〇円	二九、 〇〇〇円	二四、 二〇〇円	一九、 四〇〇円	一七、 四〇〇円	一九、 六〇〇円	一六、 三〇〇円	一三、 一〇〇円	一一、 七〇〇円	八、 〇〇〇円
------------	------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------

」と読み替えるものとする。

3 知事等の旅費(外国旅行の場合の航空賃に限る。)の額は、次に規定する旅客運賃(以下この項において「運賃」という。)による。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃

三 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

四 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

**【職員の旅費に関する条例（昭和40年条例第37号）】**

(宿泊料)

第三十一条 宿泊料の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額による。

一 旅行中宿泊料 旅行先の区分に応じた別表第二の定額

二 赴任後宿泊料 新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第二の一夜当たりの定額の十夜分に相当する額

2 第二十七条第三号の規定により寝台料金を支給する場合における旅行中宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第二の定額の十分の七に相当する額による。

3 第十七条第二項の規定は、外国旅行の場合の旅行中宿泊料について準用する。

別表第二 外国旅行の旅費(第三十条—第三十三条、第三十八条関係)

一 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)								食卓料 (2夜につき)
					旅行中宿泊料				赴任後宿泊料				
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
あるもの 指定職等の職務にある者	八、三〇〇円	七、〇〇〇円	五、六〇〇円	五、一〇〇円	二五、七〇〇円	二一、五〇〇円	一七、二〇〇円	一五、五〇〇円	一七、四〇〇円	一四、五〇〇円	一一、六〇〇円	一〇、四〇〇円	七、七〇〇円
指定職等の職務に あ る 者 以 外 の 者	六、二〇〇円	五、二〇〇円	四、二〇〇円	三、八〇〇円	一九、三〇〇円	一六、一〇〇円	一二、九〇〇円	一一、六〇〇円	一三、一〇〇円	一〇、九〇〇円	八、七〇〇円	七、八〇〇円	五、八〇〇円

備考

- 「指定都市」とは、人事委員会規則で定める都市の地域をいい、「甲地方」とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として人事委員会規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会規則で定める地域をいい、「丙地方」とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として人事委員会規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で人事委員会規則で定める地域をいい、「乙地方」とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。
- 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

【職員の旅費に関する規則（昭和41年人事委員会規則第14号）】

（外国旅行指定都市の範囲）

第十一条 条例別表第二第一号の表の備考1に規定する指定都市は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

（外国旅行に係る地域の定義）

第十二条 条例別表第二第一号の表の備考1に規定する次の各号に掲げる地域として規則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。

- 一 北米地域 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)
- 二 欧州地域 ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)
- 三 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
- 四～八 (略)

（外国旅行甲地方の範囲）

第十三条 条例別表第二第一号の表の備考1に規定する甲地方は、前条第一号から第三号までに定める地域のうち第十一条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

《知事、副知事及び府議会議員の宿泊料等について》

知事等の旅費に関する第七条第2項による読替え後の宿泊料等

区分	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）								食卓料（1夜につき）
					旅行中宿泊料				赴任後宿泊料				
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市 ※1	甲地方 ※2	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
府議会議員 知事・副知事	九、四〇〇円	七、九〇〇円	六、三〇〇円	五、七〇〇円	二九、〇〇〇円	二四、二〇〇円	一九、四〇〇円	一七、四〇〇円	一九、六〇〇円	一六、三〇〇円	一三、一〇〇円	一一、七〇〇円	八、〇〇〇円

※1 ニューヨーク、サンフランシスコが該当

※2 ボストンが該当